黒部市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

令和７年10月１日

第１　策定の趣旨等

１　策定の趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法第36号。以下「法」という。）第12条第１項に基づき、国の基本方針並びに県の「県産材の利用促進に関する基本計画」に即して、黒部市の建築物等における木材の利用の促進に関する方針（以下「方針」という。）を定めるものである。

２　木材の利用促進の意義

市内の人工林等の森林資源が本格的な利用期を迎える中、「伐って、使って、植えて、育てる」循環利用を推進することにより、森林の適正な保全が図られ、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業振興や山村地域の活性化等への幅広い波及が期待される。

また、大気中の二酸化炭素を吸収した森林は、伐採し建築物等に姿を変えた後もそれまでに蓄積した炭素を長期間貯蔵することができる。加工に要するエネルギーも比較的少ないことから、伐採後の木材利用の拡大は、二酸化炭素の排出を抑制し、2050年カーボンニュートラルの実現には欠かすことができない。

さらには、木材は高い断熱性や、調湿作用、吸音性、衝撃吸収力等の優れた特性を有しており、建築物等に多く利用することで、快適な住環境や、温もりと癒しをもたらす生活環境の形成にも寄与するものである。

第２　木材の利用を促進する建築物

１　当該建築物を整備する者は、国、県並びにこの方針に沿って、建築基準法等の他法令等の基準や木造化することが困難な場合を除き、木造化に努めるものとする。

２　防災面や立地条件等から木造化が困難な場合のほか、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合には、木造と他工法との混構造とする。

３　建築物の中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化に努めるものとする。

第３　市が整備する公共建築物等における木材の利用の推進

市は、国、県並びにこの方針に沿って、その整備する公共建築物等において、率先して木造化、内装等の木質化など、木材の利用に取り組むものとする。

１　木造化の推進

市有施設の建築に当たっては、次に掲げるものを除き、地上３階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の施設は、木造化に努めるものとする。（別表）

（１）災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設

（２）治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設

（３）危険物を貯蔵又は使用する施設

（４）伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵、展示する施設

（５）その他当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの

２　木質化等の推進

市有施設の増築及び改修に当たっては、木造、非木造に関わらず、周辺環境やコスト、性能等を勘案し可能な限り内装等の木質化を進めるとともに、木材を活用した家具や什器など木製備品の導入に努めるものとする。

３　間伐材利用の推進

市施工土木工事においては、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所ではコストの低減を図りつつ、木製ガードレールや木製残存型枠など間伐材等を積極的に利用するものとする。

第４　木材の安定供給体制の整備に関する事項

市は、これまで取り組んできた低コストで効率的な間伐材生産を図るための路網整備や森林環境譲与税を活用した森林整備等に加え、県が設置する「富山県林業イノベーション推進協議会」に参画し、県と連携してスマート林業技術の検討や普及事業に取り組むなど、木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

第５　建築物等における木材利用の推進体制に関する事項

市は、法並びに国、県及市の方針を効果的に推進するため、庁内に「黒部市木材利用推進連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置し、木材の利用促進を全庁的に進める。

連絡会議は、関係部局が計画又は実施する事業等について木材の具体的な利用方法を検討し、木材の利用推進について総合的な調整を行う。関係部局は、その所管する事業について、木材の利用を促進するため木造化・木質化を積極的に検討し、連絡会議にその結果を報告する。

第６　理解の醸成

１　市民の理解の醸成

木材利用に対する幅広い市民の理解の醸成を図るため、市は、法第9条により定められた木材利用促進月間（毎年10月）及び木材利用促進の日（毎年10月８日）を中心に、県や林業・木材団体などの関係者と連携・協力し、木材の特性や、脱炭素社会の実現に貢献することなどの木材利用の意義について、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

２　民間事業者への周知等

市は、民間事業者による建築物等における木材の利用が促進されるよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知に努めるとともに、建築物等における木材利用の意義について、民間事業者への積極的な普及啓発に取り組むものとする。

附則　この方針は、令和７年10月１日より適用する。

別表

黒部市が整備する木造化を図る公共建築物

建築物の用途 （地上3階建て以下かつ延べ床面積が 3,000 ㎡以下の施設）
庁舎・事務所、研修施設、社会福祉施設、学校教育施設、社会教育施設（図書館・美術館等）、公民館・集会施設、スポーツ・文化施設、医療施設（病院・診療所等）、公営住宅、宿泊・温泉施設、観光案内・展示・物品販売施設、研究・試験施設、その他これらに準ずる公共施設